	農地集積促進室長　経営体育成支援室長　女性活躍推進室長　経営・組織対策室長　保険数理室長　農村政策推進室長　日本型直接支払室長　中山間地域室長　都市農業室長　農村環境対策室長　鳥獣対策室長　計画調整室長　施工企画調整室長　海外土地改良技術室長　農業用水対策室長　施設保全管理室長　経営体育成基盤整備推進室長　多面的機能支払推進室長　災害対策室長　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）（大臣官房、消費・安全局総務課、食品安全政策課、食料産業局総務課、企画課、生産局総務課、畜産振興課、経営局総務課、農村振興局総務課又は農村計画課に所属する者に限る。）　統計企画管理官補佐（統計企画管理官の職務全般についてこれを直接補佐する者並びに人事及び予算に関する事務を担当する者に限る。）　保険監理官補佐（保険監理官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　人事係長　予算係長　文書係長　庁舎係長　宿舎係長　秘書　人事係員　労働係員　守衛長

別表農林水産省の部農林水産技術会議事務局の項中「筑波事務所の所長、次長及び研究交流管理官」を「国際研究官」に、「調整室長」を「国際研究専門官（国際研究官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　研究専門官（研究開発官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」に、「研究専門官（研究開発官の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を「筑波産学連携支援センター長」に、「筑波事務所の課長」を「筑波産学連携支援センターの課長」に改め、同部農林水産政策研究所の項中「部長」を「課長」に、「政策研究調整官　課長」を「政策研究調整官」に改め、同部地方農政局の項中「部次長　企画調整室長　課長」を「地方参事官　企画調整室長　調整官（企画調整室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）　総務管理官　課長　厚生官」に、「人事課」を「総務課」に、「消費・安全調整官」を「会計専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）　消費・安全調整官　消費・安全管理官」に、「地域統計室長　室長補佐（企画調整室長の職務全般についてこれを直接補佐する者に限る。）」を「多面的機能支払推進室長」に、「農政情報調整官」を「農政推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　主任農政推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政推進官　主任広域監視官（服務に関する事務を担当する者に限る。）　総括広域監視官　主任農政業務管理官（服務に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政業務管理官　主席統計専門官（服務に関する事務を担当する者に限る。）　総括統計専門官」に改め、同部地方農政局の地域センターの項を削り、同部北海道農政事務所の項中「次長」を「次長　地方参事官　地方調整官　企画調整室長　部長」に、「企画調整室長　部長　課長」を「課長　厚生官　調整官」に、「会計室長　産業統括監」を「特別会計室長　食品企業調整官　消費・安全管理官」に、「地域統計室長　課長補佐（管理）」を「課長補佐（管理）　農政推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　主任農政推進官（人事に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政推進官　会計専門官（予算に関する事務を担当する者に限る。）　総括農政業務管理官　総括広域監視官　総括統計専門官」に改め、同部北海道農政事務所の地域センターの項を削る。

別表水産庁の部内部部局の項中「生態系保全室長」を「生態系保全室長　内水面漁業振興室長」に、「白嶺丸の一等航海士を除く」を「一等航海士については、勤務時間の管理に関する事務を担当する者に限る」に改める。

別表経済産業省の部内部部局の項中「経理審査官」を「経理審査官（会計課に所属する者に限る。）」に改め、「リサイクル企画官」を削り、同項の次に次のように加える。

電力取引監視等委員会事務局	事務局長　課長　統括ネットワーク事業管理官　課長補佐（総括）

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「電力・ガス事業監査管理官」を削る。

別表備考第一項中「平成二十七年八月三十一日」を「平成二十七年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。